

## 介護一時金特約条項 目次

## この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期  
 第2条 特約介護一時金の支払  
 第3条 戦争その他の変乱  
 第4条 特約介護一時金を支払わない場合  
 第5条 特約介護一時金の請求、支払の手續  
 第6条 特約の保険料の払込免除  
 第7条 特約の保険料払込期間および保険料の払込  
 第8条 特約の失効  
 第9条 特約の復活  
 第10条 特約の解約  
 第11条 解約返戻金  
 第12条 債権者等による解約  
 第13条 特約の介護一時金額の減額

- 第14条 特約の復旧  
 第15条 特約の消滅  
 第16条 告知義務および告知義務違反  
 第17条 重大事由による解除  
 第18条 契約者配当  
 第19条 法令等の改正に伴う支払事由の変更  
 第20条 特約介護一時金受取人の変更  
 第21条 管轄裁判所  
 第22条 主約款の規定の準用  
 第23条 主契約の保険料払込期間が終身の場合の特則

## 介護一時金特約条項

(平成22年11月2日制定)

(平成23年5月2日改正)

## この特約の趣旨

この特約は、被保険者が所定の要介護状態に該当したときに特約介護一時金の支払いを終身にわたって保障するものです。

## (特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。会社が、この特約の申込みを承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付します。この特約の保険証券に記載する事項については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険証券に記載する事項の規定を準用します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者から申出があった場合、会社は、新たに主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）に関する告知を求め、被保険者の選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、会社はこの特約の保険証券を交付しません。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合、主契約の払込方法<回数>に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。

## (特約介護一時金の支払)

- 第2条 特約介護一時金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、次のとおりです。

給付種類	支払事由	支払額	受取人
特約介護一時金	被保険者がこの特約の責任開始期（復活の取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱いが行われた後の介護一時金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期、以下同じ。）以後の傷害または疾病を原因として、次のいずれかの状態に該当したとき (1) 満65歳未満の被保険者について、次のすべての条件を満たすことが、医師によって診断確定されたとき ア. 別表20に定める要介護状態（以下「会社所定の要介護状態」といいます。）に該当したこと イ. 会社所定の要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日あること (2) 別表21に定める公的介護保険制度により、別表22に定める要介護2以上の状態（以下「要介護2以上の状態」といいます。）に該当していると認定されたとき	特約の介護一時金額	被保険者

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に会社所定の要介護状態または要介護2以上の状態に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- (1) その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みま

す。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- 3 会社が、特約介護一時金を支払った場合には、被保険者が第1項に規定する特約介護一時金の支払事由に該当した時から、この特約は、消滅したものとします。
- 4 保険契約者および死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、特約介護一時金の受取人は、第1項の規定にかかわらず、保険契約者となります。

#### （戦争その他の変乱）

**第3条** 被保険者が、戦争その他の変乱によって会社所定の要介護状態または要介護2以上の状態に該当した場合に、その原因によって会社所定の要介護状態または要介護2以上の状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響をおよぼすときは、会社は、その程度に応じ、特約介護一時金を削減して支払うことがあります。

#### （特約介護一時金を支払わない場合）

**第4条** 特約介護一時金の支払事由に該当しても、特約介護一時金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）は、次のとおりです。

給付種類	免責事由
特約介護一時金	次のいずれかにより被保険者が特約介護一時金の支払事由に該当したとき ① 保険契約者の故意または重大な過失 ② 被保険者の故意または重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の薬物依存（別表8）

#### （特約介護一時金の請求、支払の手続）

**第5条** 特約介護一時金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の給付金等の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

- 2 特約介護一時金の受取人である被保険者が死亡した場合、特約介護一時金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次の各号に定める1人の者を代表者としてします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。

号	代表者
(1)	主契約の死亡給付金受取人が被保険者の法定相続人の場合 主契約の死亡給付金受取人 (法定相続人である死亡給付金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者)
(2)	前号に該当する者がいない場合 この保険契約において指定代理請求人制度に関する特則による指定代理請求人が指定または変更されているときは、その者 (被保険者の死亡時において同特則第3条（指定代理請求人の指定および変更）第1項各号に定める範囲内であることを要します。)
(3)	前2号に該当する者がいない場合 配偶者
(4)	前3号に該当する者がいない場合 法定相続人の協議により定めた者

- 3 前項の規定により、会社が特約介護一時金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその特約介護一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 故意に特約介護一時金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第2項に定める代表者としての取扱いを受けることができません。

#### （特約の保険料の払込免除）

**第6条** 主約款の規定により主契約の保険料の払込みが免除された場合には、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込免除事由が生じたときは、その払込期月）以降のこの特約の保険料の払込みを免除します。

- 2 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### （特約の保険料払込期間および保険料の払込）

**第7条** この特約の保険料払込期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。

- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 前項で払込むべき保険料は、主約款に定めるそれぞれの払込期月の契約応当日（第1回保険料の場合は契約日）からその次の払込期月の契約応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
- 4 保険料期間中にこの特約が消滅した場合（この特約の保険料の払込みが免除された後に消滅した場合を除きます。）またはこの特約の保険料の払込みが免除された場合には、保険料期間に対応するこの特約の保険料のうち未経過部分（次の払込期月の契約応当日の前日までの保険料相当額とし、1か月未満の端数は切捨てます。以下、「未経過保険料」といいます。）を保険契約者（主契約の給付金等を支払うときは、主契約の給付金等の受取人）に払いもどします。
- 5 主契約の保険期間と保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中に一括して前納することを要します。この場合、一括して払込むべ

きこの特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料とし、会社所定の利率で割引きます。

- 6 前項のこの特約の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて積立てておき、主契約の契約応当日ごとに、この特約の保険料の払込みに充当します。
- 7 この特約の保険料の払込みを要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払いもどします。ただし、主契約の給付金等を支払うときは、主契約の給付金等の受取人に支払います。
- 8 第5項の場合において、この特約の保険料が一括して前納されないときは、この特約は主契約の保険料払込期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、
- 9 主契約の保険料が払込まれ、この特約の保険料が払込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとし、

#### (特約の失効)

第8条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

#### (特約の復活)

第9条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、

- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱いをします。ただし、会社がこの特約の復活を承諾しても、保険証券は交付しません。

#### (特約の解約)

第10条 保険契約者または保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### (解約返戻金)

第11条 この特約に解約返戻金はありません。

#### (債権者等による解約)

第12条 債権者等によるこの特約の解約については、主約款の債権者等による解約の規定を準用します。

#### (特約の介護一時金額の減額)

第13条 保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、この特約の介護一時金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約の介護一時金額は、会社所定の金額以上であることを要します。

- 2 主契約の介護年金額が減額された場合に、この特約の介護一時金額が会社所定の範囲をこえるときは、その限度額まで特約の介護一時金額を減額します。

#### (特約の復旧)

第14条 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとし、

- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧の取扱いをします。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取扱いしません。

#### (特約の消滅)

第15条 主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。この場合、責任準備金その他の返戻金の払いもどしはありません。

#### (告知義務および告知義務違反)

第16条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

#### (重大事由による解除)

第17条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

#### (契約者配当)

第18条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

#### (法令等の改正に伴う支払事由の変更)

第19条 会社は、別表21に定める公的介護保険制度の改正が行われた場合で、その改正がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めるときには、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由の変更を行うことがあります。

- 2 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可により本条の変更を取扱うことができることとなった日（以下「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。
- 3 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- 4 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、次の各号のいずれかの方法を指定してください。
  - (1) 本条の変更を承諾する方法
  - (2) 支払事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法

- 5 前項の指定がなされないまま支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法を指定されたものとみなします。

**(特約介護一時金受取人の変更)**

**第20条** 保険契約者は、この特約の介護一時金の受取人を変更できません。

**(管轄裁判所)**

**第21条** この特約における特約介護一時金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

**(主約款の規定の準用)**

**第22条** この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

**(主契約の保険料払込期間が終身の場合の特則)**

**第23条** 主契約の保険料払込期間が終身の場合は、第2条（特約介護一時金の支払）第4項中「保険契約者および死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）」は「保険契約者」と読替えます。